

国会審議における主なやり取り

(株式会社商工組合中央金庫法関係)

商工中金を完全民営化する意義は本当にあるのか。

商工中金の完全民営化は、「小さくて効率的な政府」を実現するという政策金融改革の趣旨に沿うもの。

これまで70年に亘り中小企業を支えてきた商工中金の機能の根幹を維持すべく、完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築できるよう、各種の措置を講じており、経営の自主性が高まり、多種多様なサービスが提供されることを期待。

商工中金の中小企業金融機能を維持するための措置を講じるべきではないか。

商工中金は、これまで、その企業本来の能力を見極め、表面的な財務状況にとらわれずに融資や経営指導を実施。また、貸し渋り、貸し剥がし等が起きた金融危機時や災害発生時など、いざという時には、真に頼りになる金融機関として融資を迅速かつ安定的に行うなど、多くの中小企業の成長・発展に尽力。

このような中小企業向けの金融機能を確保することは極めて重要であり、商工中金が株式会社化後も引き続き、こうした役割を適切に果たし、中小企業金融機能を維持するため、株主資格者や主たる貸付先を中小企業団体及びその構成員に制限、財務基盤を確保するための措置等を規定。

完全民営化後についても、中小企業金融機能を引き続き維持することが重要であり、そのために必要な措置を講ずる旨を本法に規定。

株式会社化に当たっての財務基盤の確立のための措置が必要ではないか。

中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、既存の民間出資者に不当な利益移転が生

じないよう手当を行い、政府出資のかなりの部分の準備金化を措置。

民営化により収益性が追求され、本来の機能が失われることはないか。

商工中金の本来の役割は、中小企業金融の円滑化を図ること。今後、株式会社化し、さらに政府保有株式を売却していくことになるが、株主資格者や主たる貸付先を中小企業団体等に限定する等の措置を講じており、今後とも、収益性のみ偏ることなく、中小企業向け金融に対する円滑な資金供給機能が果たされるものと期待。

民営化後の商工中金の資金調達が円滑に行われるための措置が講じられるべきではないか。

商工中金が中小企業金融を維持するためには、円滑な資金調達を可能とすることが不可欠。このため、株式会社化後の商工中金について、預金資格の制限撤廃や財務基盤の確保のための措置等により、資金調達基盤を確立。

商工中金の危機対応機能が維持されるための措置が講じられるべきではないか。

商工中金がこれまで危機時において果たしてきた重要な役割に鑑み、株式会社化後においては、株式会社日本政策金融公庫法により創設された危機対応体制における指定金融機関としての指定を受けたものとみなすことにより、移行期においても、適切に危機対応業務を実施。

完全民営化後についても、制度設計において「完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続するものとする」とされている。

政府保有株式はどのように処分するのか。

株式会社化後の概ね5年後から7年後を目途として、市場の動向を見つつ、その全部を処分。具体的な処分方法については、公平かつ適切な方法となるよう今後検討。

株式会社化後の商工中金の役員の選任はどのように行うのか。

取締役の選任は、株主総会において、適材適所に選任。ただし、本法において、取締役は、必要な知識・経験を有し、十分な社会的信用を有する者でなければならないこととしている。また、代表取締役の選任については、主務大臣の認可を要するとしているが、制度設計に則って、適切に対応。